

相模川流域治水協議会 規約の改定について

令和6年3月8日
相模川流域治水協議会



●メンバーの追加による変更

構成員、オブザーバー追加に伴い、本文における別表 1, 2 の表記を下記の通り変更しています。

構成員

【現行】

- ・国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所長
- ・国土交通省 関東地方整備局 相模川水系広域ダム管理事務所長

【改正案】

- ・国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所長
- ・国土交通省 関東地方整備局 相模川水系広域ダム管理事務所長
- ・国土交通省 中部地方整備局 富士砂防事務所長

オブザーバー

【現行】

- ・農林水産省 関東農政局 農村振興部 洪水調節機能強化対策官
- ・東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社 鉄道事業部 安全企画ユニット
ユニットリーダー

【改正案】

- ・農林水産省 関東農政局 農村振興部 洪水調節機能強化対策官
- ・東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社 鉄道事業部 安全企画ユニット
ユニットリーダー
- ・環境省 関東地方環境事務所 環境対策課 地域適応推進専門官

改正後	改正前
相模川流域治水協議会【改定案】 規約 (名称) 第1条 この会議は、「相模川流域治水協議会」(以下「協議会」という。)と称する。 (目的) 第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、相模川流域において、関係者が協働して流域全体の水害を軽減させる治水対策、流域対策、避難・水防等に関する対策を推進するために協議・情報共有を行うこと、その他、相模川に関連する事項を協議・共有することを目的とする。 (協議会の構成) 第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者の参加を協議会に求めることができる。 4 協議会は、必要に応じて第1項の協議会構成員の一部、協議会構成員の指名する者又は関係機関等からなる幹事会又は部会を設置し、協議会の実施事項の一部を行うことができるものとする。 5 協議会には、オブザーバーとして、関係機関を参加させることができる。オブザーバーは、別表2の職にある者をもって構成する。 (協議会の実施事項) 第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。 一 相模川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。 二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表。 三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。 四 その他、相模川に関する必要な事項。	相模川流域治水協議会 規約 (名称) 第1条 この会議は、「相模川流域治水協議会」(以下「協議会」という。)と称する。 (目的) 第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、相模川流域において、関係者が協働して流域全体の水害を軽減させる治水対策、流域対策、避難・水防等に関する対策を推進するために協議・情報共有を行うこと、その他、相模川に関連する事項を協議・共有することを目的とする。 (協議会の構成) 第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者の参加を協議会に求めることができる。 4 協議会は、必要に応じて第1項の協議会構成員の一部、協議会構成員の指名する者又は関係機関等からなる幹事会又は部会を設置し、協議会の実施事項の一部を行うことができるものとする。 5 協議会には、オブザーバーとして、関係機関を参加させることができる。オブザーバーは、別表2の職にある者をもって構成する。 (協議会の実施事項) 第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。 一 相模川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。 二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表。 三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。 四 その他、相模川に関する必要な事項。

(協議会資料等の公表) 第5条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする (事務局) 第6条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。 2 事務局は、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所及び神奈川県県土整備局河川下水道部河港課とし、代表事務局を国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所とする。 (雑則) 第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。 (附則) 第8条 本規約は、令和2年 8月19日から施行する。 本規約は、令和2年12月25日に改定する。 本規約は、令和3年 3月10日に改定する。 本規約は、令和4年 3月10日に改定する。 本規約は、令和5年 3月9日に改定する。 本規約は、令和6年 ○月○日に改定する。	(協議会資料等の公表) 第5条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする (事務局) 第6条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。 2 事務局は、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所及び神奈川県県土整備局河川下水道部河港課とし、代表事務局を国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所とする。 (雑則) 第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。 (附則) 第8条 本規約は、令和2年 8月19日から施行する。 本規約は、令和2年12月25日に改定する。 本規約は、令和3年 3月10日に改定する。 本規約は、令和4年 3月10日に改定する。 本規約は、令和5年 3月9日に改定する。
--	--

別表1（構成員） ・相模原市長 ・平塚市長 ・藤沢市長 ・茅ヶ崎市長 ・秦野市長 ・厚木市長 ・伊勢原市長 ・海老名市長 ・座間市長 ・綾瀬市長 ・寒川町長 ・愛川町長 ・清川村長 ・富士吉田市長 ・都留市長 ・大月市長 ・上野原市長 ・道志村長 ・西桂町長 ・忍野村長 ・山中湖村長 ・鳴沢村長 ・富士河口湖町長 ・小菅村長 ・神奈川県 くらし安全防災局 防災部 危機管理防災課長 ・神奈川県 環境農政局 総務室 企画調整担当課長 ・神奈川県 環境農政局 緑政部 森林再生課長 ・神奈川県 環境農政局 農水産部 農地課長 ・神奈川県 県土整備局 都市部 都市計画課長	別表1（構成員） ・相模原市長 ・平塚市長 ・藤沢市長 ・茅ヶ崎市長 ・秦野市長 ・厚木市長 ・伊勢原市長 ・海老名市長 ・座間市長 ・綾瀬市長 ・寒川町長 ・愛川町長 ・清川村長 ・富士吉田市長 ・都留市長 ・大月市長 ・上野原市長 ・道志村長 ・西桂町長 ・忍野村長 ・山中湖村長 ・鳴沢村長 ・富士河口湖町長 ・小菅村長 ・神奈川県 くらし安全防災局 防災部 危機管理防災課長 ・神奈川県 環境農政局 総務室 企画調整担当課長 ・神奈川県 環境農政局 緑政部 森林再生課長 ・神奈川県 環境農政局 農水産部 農地課長 ・神奈川県 県土整備局 都市部 都市計画課長
---	---

・神奈川県 県土整備局 都市部 都市整備課長 ・神奈川県 県土整備局 都市部 都市公園課長 ・神奈川県 県土整備局 道路部 道路企画課長 ・神奈川県 県土整備局 河川下水道部 河港課長 ・神奈川県 県土整備局 河川下水道部 防災なぎさ担当課長 ・神奈川県 県土整備局河川下水道部 砂防課長 ・神奈川県 県土整備局 河川下水道部 下水道課長 ・神奈川県 県土整備局 建築住宅部 住宅計画課長 ・神奈川県 県土整備局 建築住宅部 建築指導課長 ・神奈川県 県土整備局 城山ダム管理事務所長 ・神奈川県 企業庁 企業局 利水電気部 利水課長 ・神奈川県 企業庁 相模川水系ダム管理事務所長 ・山梨県 県土整備部 治水課長 ・国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所長 ・国土交通省 関東地方整備局 相模川水系広域ダム管理事務所長 ・国土交通省 中部地方整備局 富士砂防事務所長 ・気象庁 横浜地方気象台長 ・気象庁 甲府地方気象台長 ・国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 関東整備局 水源林業務課長 別表2(オブザーバー) ・農林水産省 関東農政局 農村振興部 洪水調節機能強化対策官 ・東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社 鉄道事業部 安全企画ユニット ユニットリーダー ・環境省 関東地方環境事務所 環境対策課 地域適応推進専門官	・神奈川県 県土整備局 都市部 都市整備課長 ・神奈川県 県土整備局 都市部 都市公園課長 ・神奈川県 県土整備局 道路部 道路企画課長 ・神奈川県 県土整備局 河川下水道部河港課長 ・神奈川県 県土整備局 河川下水道部 防災なぎさ担当課長 ・神奈川県 県土整備局 河川下水道部 砂防課長 ・神奈川県 県土整備局 河川下水道部 下水道課長 ・神奈川県 県土整備局 建築住宅部 住宅計画課長 ・神奈川県 県土整備局 建築住宅部 建築指導課長 ・神奈川県 県土整備局 城山ダム管理事務所長 ・神奈川県 企業庁 企業局 利水電気部 利水課長 ・神奈川県 企業庁 相模川水系ダム管理事務所長 ・山梨県 県土整備部 治水課長 ・国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所長 ・国土交通省 関東地方整備局 相模川水系広域ダム管理事務所長 ・気象庁 横浜地方気象台長 ・気象庁 甲府地方気象台長 ・国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 関東整備局 水源林業務課長 別表2(オブザーバー) ・農林水産省 関東農政局 農村振興部 洪水調節機能強化対策官 ・東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社 鉄道事業部 安全企画ユニット ユニットリーダー
--	---

※令和6年3月時点